

今年度の市民税・道民税(住民税)納税通知書は、6月10日に発送する予定です。住民税が給与から差し引かれる方には、5月10日に特別徴収税額の決定通知書を勤務先へ発送しました。

個人の住民税は、前年中の所得を基に計算され、1月1日現在お住まいの市町村で課税されます。

納付方法

- ◆普通徴収 納付書か口座振替で納付します
- 納付時期 6月、8月、10月、12月
- ◆特別徴収 給与や年金から差し引かれます
- 納付時期 ●給与 6月～翌年5月の毎月
- 年金 年金支給月



今年度の主な改正

配偶者控除と配偶者特別控除の見直し

- 一律だった控除額が、給与所得者の合計所得に応じた額に変更されました
- 配偶者の合計所得が123万円以下まで、配偶者特別控除の適用を受けられるようになりました
- ※給与所得者の合計所得が900万円を超えると段階的に控除額が減少し、1,000万円を超えると適用を受けることができなくなります。
- ※配偶者特別控除は夫婦間で互いに受けることはできません。



納付方法Q&A

Q. 給与(年金)から住民税が差し引かれているのに、納付書が送られてきたのですが、どうしてですか？

A. 住民税が給与や年金から差し引かれていても、給与や年金以外の所得がある場合、その所得にかかる税額を普通徴収で納めていただく場合があります。また、4月1日時点で65歳の方は税額の2分の1が普通徴収、残りの2分の1が特別徴収となります。ほかにも住民税を2通り以上の方法で納めていただく場合がありますので、詳しくは問い合わせてください。

第26回花のまちコンクール

豊かで、住みよいまちづくりの一環として始められた「花のまちコンクール」。26回目を迎え、当市は花が美しいまちとして定着しつつあります。

より美しいまちとして未来につなげていくために、家庭や学校、公園など花のある街並みや美しい花壇がありましたら、ぜひ応募してください。

参加部門

- ①個人＝自宅などを個人が花で飾った取り組み
- ②団体＝学校・会社・地区集会所などを団体やグループが花で飾った取り組み
- ③公共＝道路の植樹ます・公園などを町内会やグループが花で飾った取り組み

※各部門とも、外から見たときの美しさに配慮した花飾りや花壇、花の演出などを審査します。

※自薦・他薦は問いません。他薦の場合は、本人の承認を得てください。

審査日程 7月17日(水)・18日(木)

※審査日に開花が終わっている花が中心の場合は、写真も参考に審査します。最も美しいと思う時期の写真を添付して申し込んでください。

表彰 部門ごとに優秀賞、優良賞、エルフィン賞を表彰し、記念品を贈呈します。

※優秀賞を5回受賞すると、きたひろしま花飾人はなしよくにんに認定されます。

表彰式 8月23日(金) 芸術文化ホール活動室

申込方法 7月5日までに応募用紙を都市整備課か各出張所、団地住民センター連絡所、エルフィンパークに直接か、郵送で都市整備課(〒061-1192住所不要「花のまちコンクール」)※応募用紙は市ホームページ「まちの見どころ→イベント→花のまちコンクール」からも印刷できます。

オープンガーデン見学会

市内のすてきな庭をバスで見学しませんか。

日程 7月2日(火)～4日(木)

- コース ●午前の部 ●午後の部
- 午前・午後の部両方に参加

※午前・午後の部は各4軒、別の庭を訪問します。

バスの乗車時刻・場所

	市役所前	JR北広島駅東口
午前の部	午前9時	午前9時10分
午後の部	午後1時	午後1時10分



定員 各コース30人

※1通のはがきで2人まで申し込みます。

申込方法 6月21日(必着)までに往復はがきで都市整備課

〈往信の宛名面〉 〈返信の文面〉

〒061-1192 都市整備課 行	※何も書かない てください。
-------------------------	-------------------

複数枚の申し込みは、無効となります。申し込み多数の場合は、抽選です。

〈返信の宛名面〉 〈往信の文面〉

郵便番号	住所
代表者の氏名	代表者の住所
	氏名
	電話番号
	希望日・コース
	(第2希望まで)
	乗車場所



←2人で参加する場合は、両者の住所・氏名を記入してください。